

Q 未消化年休の買い上げ制度を設けることはできませんか

A 年次有給休暇は、所定労働日の労働義務が「有給」を条件に免除されますが、それを金銭で買い上げ、それによって休暇を与えたものと同一視することは、法の趣旨からも認められません。

行政解釈でも、「年次有給休暇の買い上げ予約をし、これに基づいて法第 39 条の規定により請求し得る年次有給休暇日数を減じないし請求された日数を与えないことは法第 39 条違反である」としています(昭 30.11.30 基収第 4718 号)。

しかし、この行政解釈に「法第 39 条の規定により請求し得る年次給休暇…」とあるように、法定の日数を超える年次有給休暇については言及しておらず、その分の買い上げは、法違反とはならないこととなります。

また、労働者に付与された年次有給休暇が当該年度末になっても取得されず、未取得のまま放置されている場合については、労働基準法第 115 条の消滅時効により、2 年間は、「…年度経過後に おける年次有給休暇の権利は消滅しない」こととなりますので(昭 23.5.5 基発第 686 号)、その間は法定の年次有給休暇を買い上げることができません。

しかし、2 年間の消滅時効を過ぎてしまった未取得の年次有給休暇の買い上げは、もはや法の関知するところではなく、消滅した年次有給休暇をどう処理するかは、企業が独白に決めても何ら問題はなく、買い上げたとしても法律上問題ありませんが、ただ、このように未取得のまま残っている年次有給休暇が消滅するような場合に、その日数に応じて金銭を付与することは、結果的に年次有給休暇の取得を抑制することにもなり好ましくありません。